

令和2年度における対策・取組の留意事項

制度の拡充および見直し等がありますので、注意してください。

機械の安全使用に関する研修会等の受講 《必須》

【内容】

- ・研修等項目に、「機械の安全使用に関する研修」が追加されました。

【注意点】

- ◇「事務・組織運営等に関する研修」とは別に、「機械の安全使用に関する研修」を5年間に1回以上受講する必要があります。
- ◇世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の本部・支部研修において、「機械の安全使用に関する研修会」を開催する予定ですので、必ず受講してください。

実践活動等の前の安全点検

【内容】

- ・実践活動等の前に安全点検を実施し、事故防止に努めてください。（参考P.3）

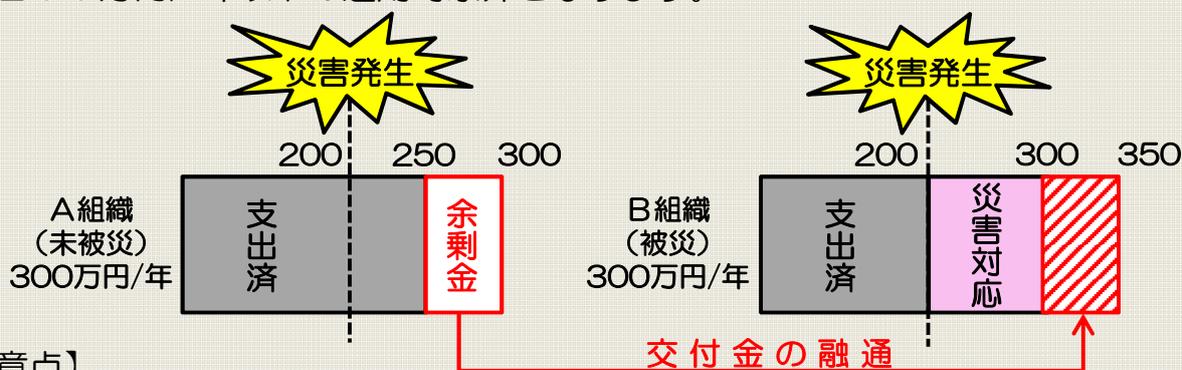
【注意点】

- ◇「実践活動等」とは、実践活動のほか、点検、機能診断、増進活動など現地での活動を伴うものを示します。
- ◆「必須」ではなく、「努力義務」に変更（緩和）されました。

甚大な自然災害発生時の対象組織間の交付金融通

【内容】

- ・甚大な自然災害により被災した場合、早期の営農再開に向け、対象組織間で交付済みの交付金の融通が可能となりました。
- ・この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、交付上限額1集落あたり200万円/年以下の適用対象外となります。



【注意点】

- ◇融通金額、返済時期などについては、対象組織の間で合意形成を図る必要があります。（次年度以降に必ず融通元へ返還する必要があります。）
- ◇融通元の活動組織にかかる照会や手続きについては、お近くの市町担当課にお問い合わせください。

交付金の持越について《一部変更》

注：市町によっては持越ができない場合があります。

【内容】

次の目的の場合に限り持越が可能となります。 ※機械・機具の購入は不可

- ・次年度当初（交付金の交付が行われるまで）の活動資金の確保
- ・資源向上活動（長寿命化）の実施に必要な資金の積立

【注意点】

- ◇目的を持って計画的に行うもので、余った交付金を次年度に送るものではありません。
 - ◇活動計画書に定められた活動を確実に実施することが前提です。
 - ◇資金計画（「持越資金計画申出書」）を策定し、市町に提出する必要があります。
 - ◇資金計画に記載した持越額に次の変更が生じた場合は、変更理由を記載した資金計画の提出が必要です。
 - ①増額変更 ②3割を超える減額変更
 - ◇持越ができる最終年度は、活動終了年度の前年度までです。
ただし、次の5年間も活動を継続することを条件として、活動終了年度の交付額の3割程度を上限として、次年度に持ち越すことができます。
 - ◆持越額が次に該当する場合は、実施状況報告書（様式第1-8号）に「持越金の使用予定表」を添えて市町に提出し確認を受けなければなりません。
 - ①農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）にかかる持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合
 - ②資源向上支払交付金（長寿命化）にかかる持越金の額が、当該年度の資源向上支払交付金（長寿命化）の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合
- なお、市町の確認の結果、持越が妥当でないと判断された場合は、持越額の全額または一部の返還が必要になることもあるため、注意してください。

（様式第1-8号）別紙

記 載 例

持越金の使用予定表 農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

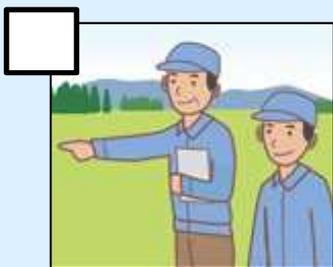
使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	保険料（20人分）	20,000 円	保険会社見積
4月	安全用品(ヘルメット)の購入（20個）	30,000 円	メーカーカタログ
4月	日当（農道の草刈り・水路の泥上げ） 累計20人分	160,000 円	組織の規定
4月	機械借り上げ（水路の泥上げ） 3日分	120,000 円	R2実績
6月	日当（農道の軽微な補修等） 累計10人分	80,000 円	組織の規定

市町村担当者における妥当性の確認欄 確認結果	担当者押印またはサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

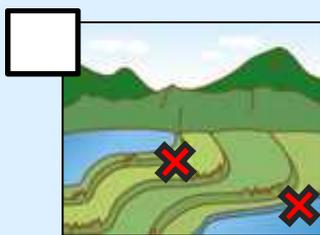
共同活動等の前に**安全確認**を行い、 事故の発生を防止しましょう！

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の**下見**をして
作業環境を確認しましたか。



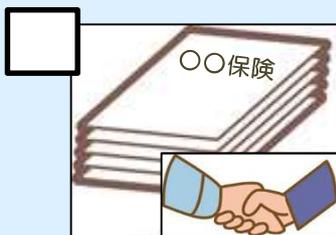
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の**年齢**、**作業の熟練
度**等を考慮して**作業計画(分
担、配置等)**を立てましたか。



作業者は**安全な操作
方法**を習得しましたか。



参加者は**全員保険**に入り
ましたか。

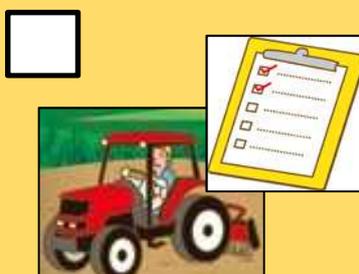


緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に**危険な箇所**の説明
をしましたか。



機具等を用いる場合、**点検**
は済みましたか。



緊急連絡表の**掲示**や**携帯**
はしましたか。

※農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

※その他 『長寿命化工事1件の考え方』(国・運用)等について、参考までに掲載します。

資源向上支払（長寿命化）交付金の年交付上限額について

【内容】（H28改正）

- 資源向上支払（長寿命化）交付金の年交付上限額が、以下のとおりとなります。
 - ①交付単価に対象農用地面積を乗じて算定した金額
 - ②農業集落数に200万円を乗じて算定した金額※①、②の金額のうち、いずれか低い金額を年交付金の上限額とする。

【注意点】

- ◇広域活動組織は除きます。（①の交付額となります。）
- ◇直営施工に取り組まない場合、交付単価は5/6に減額となります。

【算定例】	①500a×4,400円/10a=2,200,000円
1集落、田500a	②1集落×2,000,000円/集落=2,000,000円
直営施工を実施する場合	∴①>②から、年交付額は、2,000,000円となります。

資源向上支払（長寿命化）工事の規模の見直し

【内容】（R1改正）

- 施設の長寿命化工事は、原則、工事1件当たり200万円未満となります。
- 200万円を超える場合は、原則、他の国庫補助事業での実施となります。
- 他の国庫補助事業での実施が困難な場合（採択要件に合致しないなど）についてのみ、「長寿命化整備計画書」を作成し、市町長の認定を受け、工事1件400万円までの実施が可能となります。

【注意点】

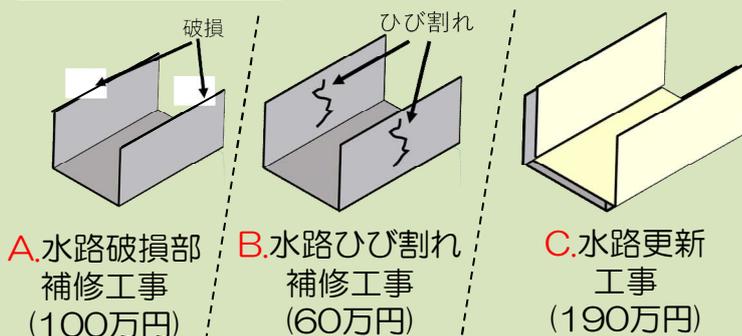
- ◇交付金を持越して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇農地維持、資源向上（共同）の交付金を活用して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇工事の一部を直営施工で実施した場合も、直営施工分を含んで、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。

!!!注意!!!

『長寿命化工事1件の考え方』がR1より変更されています。

パターン①

◆異なる路線ごとに補修工事・更新工事を一括で発注（A+B+C=350万円）

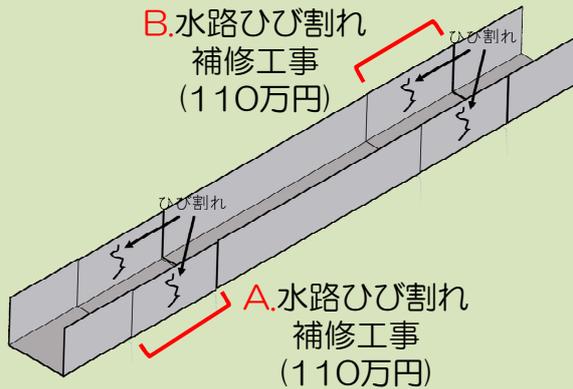


【工事1件の考え方】

- A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。
- ∴ A工事<200万円
- ∴ B工事<200万円
- ∴ C工事<200万円

パターン②

- ◆ 同一路線で連続していない箇所 の補修工事・更新工事を一括で発注 (A+B=220万円)

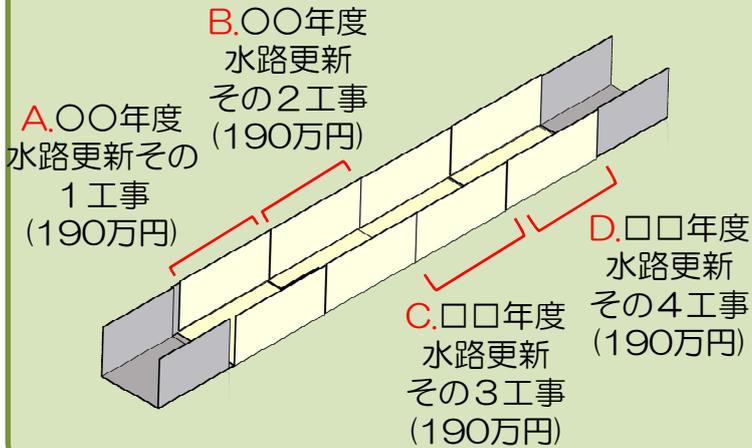


【工事1件の考え方】

工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。
よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。
∴ A工事<200万円
∴ B工事<200万円

パターン③

- ◆ 同一路線で水路の補修・更新工事を年度ごとに分割して工事を発注 (A+B+C+D=760万円)

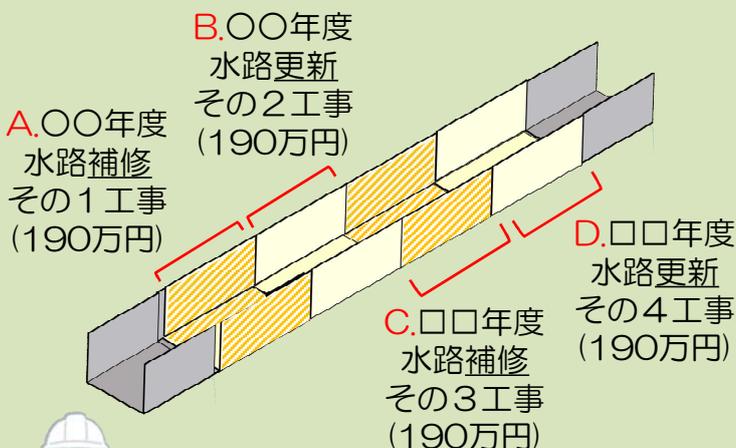


【工事1件の考え方】

連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件 (A+B+C+D) としてカウントする。
∴ A+B+C+D>200万円

パターン④

- ◆ 同一路線で異なる工種により年度ごとに分割して工事を発注 (A+B+C+D=760万円)



【工事1件の考え方】

A,B,C,Dは、連続しているが、工種が異なり、工種ごとの間隔が空いているため、A,B,C,Dそれぞれ工事1件としてカウントする。
∴ A工事<200万円
∴ B工事<200万円
∴ C工事<200万円
∴ D工事<200万円

ただし、・・・

【工法の整理】

工法が異なる根拠となる機能診断結果と対策工法検討結果についての整理が必要です。



詳細については、お近くの市町担当課 または (県)農業農村振興事務所田園振興課までお問い合わせください。

新型コロナ禍における活動の取扱いについて

新型コロナ禍における活動の取扱いについては、以下のとおりとなっています。

Q1：

新型コロナ感染症防止対策のため、本来行うべき活動を行わない場合は、交付金を返還しなければならないのか。

A1：

返還しなくてもよい。
「自然災害その他やむを得ない理由」に該当するため、返還免除の措置がとられています。

Q2：

新型コロナ感染症防止対策のため、当該年度に計画していた活動をすべて自粛することも可能か。

A2：

新型コロナ感染症防止対策を講じたうえで、地域の実情に応じて、できる限り可能な範囲で活動いただくようお願いします。

農地・農業用施設を保全管理するための活動は、国民への食糧の安定供給等に重要な役割を果たしており、「不要不急の活動」には当たらないとされています。

個々の農業（営農）や活動の内容等を踏まえ、
例えば、

- ①喫緊に活動を行う必要があるもの
- ②活動時期、内容や方法を見直し実施するもの
- ③活動を取り止める、延期する（次年度以降への先送りも含む） など

活動の時期、目的や内容に応じて、いわゆる「3密」状態を防ぎながら実施するなど、各組織で検討をお願いします。

Q3：

本来行うべき活動を自粛し、その分に充てていた交付金を活用して、事業計画に位置付けた活動以外の活動を行うことは可能か。

A3：

可能です。

ただし、事業計画以外の活動を行う場合は、市町・県を経由して近畿農政局長の承認が必要になりますので、最寄りの市町へ相談してください。（事後でも可。）

Q4：

新型コロナ感染症防止対策とは、具体的にどのようなものを示すのか。

A4：

農林水産省発出のガイドラインを参考に対策をお願いします。

具体的には、

- ①参加者の検温
- ②使用する機械やヘルメット等の消毒
- ③発熱がある参加者等への対応と連絡体制の事前整備
- ④手指の消毒とマスク着用の徹底（熱中症対策にも留意してください）
- ⑤作業間隔を広く取る等の工夫 など

それぞれの地域の実情に合わせた感染防止対策をお願いします。

Q5：

新型コロナ感染症防止対策のため活動を行わなかった場合は、実施状況報告書（実績報告書）にどのように記載すればよいのか。

A5：

計画欄を「○」、実施欄を「×」とし、備考欄に「新型コロナ禍に伴う活動見合わせ」など、未実施の理由を記載してください。

Q6：

新型コロナ禍における活動自粛により、交付金が余った場合は不用額として返還しなければならないか。

A6：

みなさんの農地・農業用施設を保全管理するためにも大切な交付金ですから、以下の活用例を参考に、有効に活用していただけるよう検討をお願いします。

【活用例（あくまで一例です。）】

○作業の一部を外注する。（重機投入により参加人数を低減できる。丸投げは×。）

○草刈り機の刃など、次年度以降に必要となる資材を調達する。＊

＊令和2年度限りの新型コロナウイルス感染症防止対策に伴う特例措置

○草刈り用ヘルメットやエプロン、作業用手袋などを調達し、作業時の事故発生防止対策（安全対策）に充てる。

○農地維持支払・資源向上支払（共同）を活用し、交付金に余裕がなく通常できない長寿命化対策（水路の補修・更新等）に充てて実施する。

○持越を行い、次年度の活動の充実を図る。

ただし、農地維持支払・資源向上支払（共同）の持越については、翌年度の交付金の交付が行われるまでの間（概ね4月～6月）の活動資金確保が対象です。

（注意：持越には「持越資金計画申出書」等の書類の提出が必要となります。）